

## 消費者委員会委員と消費者団体との意見交換会 資料

平成30年3月15日

特定非営利活動法人なら消費者ねっと

理事長 北 條 正 崇



公式キャラクター消費者太子・ならこ

## 1 団体の概要

## (1) 設立の趣旨

消費者にとって奈良が安心して安全に暮らせるまちとなることをめざして、消費者・消費者団体・専門家・行政がネットワークを組んで、消費者の権利を守るための活動をするために設立された。

## (2) 設立経緯等

平成18年12月 消費者庁が設置されるにあたり「奈良の消費者行政を考える会」として発足

平成25年 2月 「奈良の消費者行政を考える会」を解散し、「なら消費者ねっと」を設立

平成27年 9月 NPO法人化

## (3) 会員数 102（個人92，団体10）

メンバー：弁護士，消費生活相談員，消費者団体で活動するメンバー，大学関係者，奈良女子大学消費者問題研究会に属する学生等

## 2 活動の概要（平成25年～）

## 《特徴》

## ・県行政との連携

奈良県が消費者団体支援に理解があり，日常的に緊密な連携・協力関係ができてきている（毎月開催の理事会に担当課やセンターの職員がオブザーバー参加，年1回意見交換会の開催，各種イベントの共催・後援，事業の受託等）。

・事業者申入れ活動と，市民・学生・専門家・消費者団体との連携による消費者教育や啓発に関する柔軟な活動とを両輪で行っている。

## 《主な活動》

(1) 意識啓発・教育事業

- ① 学習会・講演会・シンポジウム・スタディツアー等の開催
- ② 出前講座の開催（こども向け金銭教育「お金のひみつとつかい方」）
- ③ 学習ツール，啓発グッズ（付せん），訪問勧誘お断りステッカーの製作

※奈良県の委託事業として実施

※「おこづかい帳セット」が学校で効果的に活用できる教材として（公財）消費者教育支援センターの優秀賞を受賞

- ④ 広報誌「なら消費者ねっとニュース」年4回発行

(2) 消費者問題に関わる提言事業

- ① 奈良県行政との意見交換会 年1回開催
- ② 意見書の提出等（随時）



(3) 消費者問題に関わる調査研究事業

- ① 調査

市町村を対象とした消費者行政活性化状況について，小中学校の生徒を対象とした未成年者のインターネット利用のアンケート調査，市町村教育委員会を対象としたインターネット被害や啓発等に関するアンケート調査

- ② 訪問購入に関する更なる法改正の要望書を消費者庁や経産省等に送付  
対応マニュアルを作成して県内相談機関に送付

(4) 消費者の権利保護事業

平成25年から事業者への申入れ活動を行っており，適格消費者団体をめざしている。ただし，近畿には，大阪，京都，兵庫に活発に活動している適格消費者団体が存在すること等から，奈良でも適格消費者団体をめざす必要があるのかという意見もある。

《平成25～28年度》

- ① 投入したお金が返ってこないコインパーキングの事業者への申入れ
- ② 結婚式場契約における高額な中途解約金の問題

県内の結婚式場事業者13社に中途解約金条項に関してアンケートをし，その回答を踏まえて，消費者の利益に配慮した中途解約金条項を設けるよう要望書を送付し，県民に注意喚起した。

- ③ 学習塾や予備校の契約の問題

県内の事業者約100社に契約内容に関するアンケートをし，その回答を踏まえて，特商法の適用対象外であっても同法の内容に沿った契約内容

とするよう要望書を送付し、県民に注意喚起した。一部の事業者から契約書作成の際に参考にしたいとのお礼の電話があった。

《平成29年度》

奈良県から「消費者利益擁護支援事業」の委託を受け（4事案をめぐり約283万円の委託金、適格消費者団体支援を目的とする）、消費者利益侵害事案の発掘（県民へのアンケート、ウォッチング活動、相談会等）、事業者への申入れ活動や公的機関（総務省、中央建設業審議会）への要望書の送付、訪問勧誘お断りステッカーや啓発グッズの製作を行った。

約9か月間で5事業者に申入れをし、そのうち3事業者（健康食品、エステ、未成年者取引）に対して消費者の利益を害するおそれのある広告表示を改善させた。

### 3 当法人の課題

- (1) 人材の発掘、育成
- (2) 財政基盤の安定化・充実化
- (3) 適格消費者団体に向けた体制の整備
- (4) 県行政との信頼関係の継続

### 4 適格消費者団体支援についての意見・要望

- (1) 地方自治体が引き続き消費者団体支援を行うことができるための財政的支援の継続

※奈良県では、消費者団体支援が重要であるとの考えから、国による財政的支援が減らされる次年度も、「消費者利益擁護支援事業」は継続される予定（ただし、事案は2件に減少）と聞いている。

- (2) 適格消費者団体（をめぐす団体）の活動として差止め請求の件数が重視されるのは当然のことであるが、適格消費者団体には差止め請求だけでなく、消費者市民社会の確立のために、もっと広く消費者教育等の役割も期待されるようになってほしい。消費者教育等の活動や差止め請求の対象とならない事業に対する申入れ活動の実績なども重視して欲しい。

以 上